

○砥部町談合情報対応マニュアル

制定 平成 17 年 1 月 1 日

第 1 一般原則

1 情報の確認及び通報

- (1) 町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「町工事」という。）の競争入札の談合に関する情報を入手した場合（新聞等の報道により当該情報を把握した場合を含む。以下同じ。）には、当該町工事を所管する課等の長（以下「発注課等の長」という。）は、当該情報の提供者の氏名及び連絡先等を確認の上、直ちに砥部町入札、契約審査委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理する入札担当課（以下「事務局」という。）に電話等により通報するとともに、談合情報報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて当該事業主管課を経由して、事務局に提出するものとする。

ア 情報を書面により入手した場合にあっては、当該書面の写し

イ 指名業者一覧表、工事概要書その他参考となる資料

- (2) 報道機関から町工事の競争入札の談合に関する情報を入手した場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請するものとする。

2 委員会の審議

- (1) 事務局は、1 により発注課等の長から町工事の競争入札の談合に関する情報を受けた場合には、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

- (2) 委員長は、(1) により事務局から報告を受けたときは、委員会を招集するものとする。

- (3) 委員会は、発注課等の長から通報を受けた町工事の競争入札の談合に関する情報の信ぴょう性及び当該情報について第 2 の具体的な対応をするかどうかを審議する。この場合において、当該情報が次のいずれかに該当する場合には、当該情報について第 2 の具体的な対応をするものとする。

ア 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ、具体的な対象工事

名及び落札予定業者名を含む内容であるとき。

イ 情報提供者が匿名の場合であっても、具体的な対象工事名及び落札予定業者名を含む内容であり、かつ、次のいずれかの事項を含む内容であるとき。

(ア) 設計金額に極めて近い落札予定金額

(イ) 談合に関与した具体的な業者名

(ウ) 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

(エ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

(4) 事務局は、委員会の審議結果を当該発注課等の長に連絡する。

3 公正取引委員会への通報

2の(3)により委員会において第2の具体的な対応をすることとした町工事の競争入札の談合に関する情報(以下「談合情報」という。)については、公正取引委員会に通報するものとする。

4 報道機関に対する対応

(1) 町工事の競争入札の談合に関する情報を入手した場合において、報道機関から町の対応について説明を求められたときは、事務局がこれに対応するものとする。ただし、委員長が指名する者に対応させることを妨げない。

(2) (1)に規定する場合において、当該情報を公正取引委員会へ通報しているときにあっては、その旨を明らかにするものとする。

第2 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

(1) 公正取引委員会への通報

委員長は、第1の2の(3)により委員会において町工事の競争入札の談合に関する情報について具体的な対応をすることとしたときは、当該委員会の終了後速やかに、談合情報通報書(様式第2号)に談合情報報告書の写しを添えて公正取引委員会四国事務所に通報するものとする。

(2) 事情聴取

ア 入札担当課長は、談合情報を入手した町工事の競争入札に参加しようとする者全員に対して、速やかに事情聴取を行うものとする。ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するため

入札日に入札会場に参集した者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札実施前に行うものとする。入札実施前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 入札担当課長は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

（3）事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

入札担当課長は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札の執行を中止するものとする。

（4）事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 入札担当課長は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札に参加しようとする者全員から誓約書（様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められたときには入札を無効とする旨の注意を促した後に当該入札を行うものとする。

イ アの場合においては、当該入札に参加した者全員に対し、1回目の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。

ウ 当該入札の結果、落札者に当たる者が談合情報において落札予定業者とされていた者である場合には、落札決定を保留した上で、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。）が、イにより提出された工事費内訳書に談合の形跡がないか入念に審査し、不明な点があるときは、積算担当者を含む複数の職員が、当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取をするものとする。なお、工事費内訳書は、審査終了後、当該入札参加者に返却するものとする。

エ 入札担当課長は、ウにより工事費内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、砥部町契約規則第16条の規定により当該入札を無効とするものとする。

（5）委員会に対する報告及び委員会の審議

入札担当課長は、談合情報に関し事情聴取、誓約書の受理及び工事費内訳書の審査を行ったときは、その都度、その結果を委員会に報告するものとし、委員会は、この報告に基づき、その都度、当該談合情報に係る談合の事実が

あったと認められるか否かを審議するものとする。

(6) 公正取引委員会への対応状況の通報

委員長は、談合情報についての対応が終了したときは、速やかに談合情報通報書に次に掲げる書類を添えて公正取引委員会四国事務所に通報するものとする。

ア 談合情報報告書の写し

イ 事情聴取書の写し

ウ 誓約書の写し

エ 入札執行表の写し

2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 公正取引委員会への通報

第2の1の(1)と同様とする。

イ 事情聴取

入札担当課長は、談合情報を入手した町工事の競争入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

入札担当課長は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、砥部町契約規則第16条の規定により当該入札を無効とするものとする。

エ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

入札担当課長は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札に参加した者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会への通報

第2の1の(1)と同様とする。

イ 工事の一時中断

発注課等の長は、談合情報を入手した町工事が着工されている場合には、当該工事を一時中断させるものとする。

ウ 事情聴取

発注課等の長は、談合情報を入手した町工事の競争入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

エ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

発注課等の長は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該工事の進捗状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

オ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

発注課等の長は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該工事を続行させるものとする。

(3) 委員会に対する報告及び委員会の審議

発注課等の長は、談合情報に関し事情聴取及び誓約書の受理を行ったときは、その都度、その結果を委員会に報告するものとし、委員会は、この報告に基づき、その都度、当該談合情報に係る談合の事実があったと認められるか否かを審議するものとする。

(4) 公正取引委員会への対応状況の通報

第2の1の(6)と同様とする。

第3 個別手続の手順等

1 事情聴取の方法

第2の1の(2)、2の(1)のイ及び2の(2)のウの事情聴取の方法は、次のとおりとする。

(1) 事情聴取は、入札担当課長が指名した複数の職員により行わせるものとする。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目を示した上、面談室において1社ずつ個別に行うものとする。

ア 町工事の競争入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か。

イ 本件工事について、他の業者の者と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがあるか否か。

ウ 他の業者の者と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがある場合は、その内容

2 誓約書の提出等

(1) 第2の1の(4)のア及び2の(1)のエに規定する誓約書を提出させる

場合には、当該誓約書の写しを公正取引委員会に送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、当該対象者から自主的に提出させるものとする。

- (2) 第2の1の(4)のアに規定する入札を無効とする旨の注意を促す場合には、別記注意事項を読み上げるものとする。

3 その他

- (1) 委員長は、談合情報への対応について、必要と認められる場合には、愛媛県警察本部長に通報するものとする。

- (2) このマニュアルに定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日 改正）

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月21日 改正）

このマニュアルは、改正の日から施行する。

別記（第3関係）

注 意 事 項

- 1 本件入札について、談合があったとの通報がありましたが、砥部町の入札心得書を遵守し、厳正に入札してください。
- 2 入札執行後、明らかに談合の事実があったと認められた場合には、砥部町契約規則第16条の規定により、本件入札は無効とします。

様式第1号（第1、第2、様式第2号関係）

談 合 情 報 報 告 書 年 月 日	
情報を受けた 日 時	年 月 日（ ） 時 分
情 報 提 供 者	（１）氏 名 （２）職 業 （３）連絡先（住所等） （４）電話番号
情 報 手 段	☐電話 ☐書面 ☐面接 ☐報道（該当する□にレ印）
情 報 内 容	（１）情報源 （２）入札（予定）日 年 月 日（ ） 時 分 （３）発注課等 （４）工事名 （５）落札予定業者 （６）落札予定金額 （７）談合に関与した業者名 （８）談合が行われた日及び場所 （９）その他
応 答 者	所属 職 氏名
応 答 の 概 要	
処 理 結 果	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- （１）情報を書面により入手した場合にあっては、当該書面の写し
- （２）指名業者一覧表、工事概要書その他参考になる資料

様式第2号（第2関係）

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局
四国事務所長 様

砥部町公正入札調査委員会
委員長

談合情報について

砥部町所管の 工事の競争入札に係る談合情報に関連する次の資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 誓約書の写し
- 4 入札執行表の写し

注 記のうち不要なものは削除して、記載すること。

様式第 3 号（第 2、様式第 2 号関係）

事 情 聴 取 書	
工事名	
（ 1 ） 業 者 名	
（ 2 ） 被聴取者名	
（ 3 ） 聴 取 者	
（ 4 ） 日 時	
（ 5 ） 場 所	
質問事項	聴 取 内 容

様式第 4 号（第 2、第 3、様式第 2 号関係）

誓 約 書

年 月 日

砥部町長 様

商号又は名称

代表者名

担当者名

今般の 工事の競争入札に関し、次に掲げる事項に接触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後ともこれらを遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

- 1 刑法（明治 40 年法律第 45 号）に抵触することなく、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他関係法令を遵守し、公正及び公平を害するような行為は、厳に慎むこと。

